

下水道使用料、受益者負担金には、納付期限があります

下水道使用料や受益者負担金は、下水道事業の維持や管理を行うために必要な財源です。

また、納期限を過ぎると、**督促手数料**や**延滞金**も発生してしまいます。

納期限内の納付について、皆さんの御理解、御協力をお願いします。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響等によって、納期までに納付することが困難な場合は、納付を猶予することもできますので、下記まで御相談下さい。

【下水道使用料、受益者負担金について】

東松島市建設部下水道課経営係

0225-82-1111（内線2232～2235）

【水道使用料について】

石巻地方広域水道企業団 お客様センター

0225-96-4955

